被告人を懲役17年に処する。 未決勾留日数中560日をその刑に算入する。 理由

でまたなる人と事実が 被告人は、指定暴力団 A組(以下「A組」という。)組長であるが、平成15年11月4日、A組若頭B及び同若中 Cにおいて、かねて A組や A組組員に対し度々因縁を付けて金銭を要求するなどしていた D組組員 Eらと電話で話をす るうち、同人らと激しい口論となり、同人らから多数の仲間を引き連れて A組事務所に押し掛け A組組員を襲撃するか のような気勢を示されたことを聞知するや、Eらが危害を加えてきた場合には、A組としてこれを迎撃し同人らを射殺 しようと企て、B、A 2001 - スカミ 同日以及、同村はのソース までの問して、「大大」 サローズ スの中央と 共謀に 企業 を 

7. 第3 法定の除外事由がないのに、同月4日午後8時50分ころ、同区b通o丁目p番q号先所在のN株式会社O営業所北側から同区b通r丁目s番t号先に至るまでの路上において、Cにおいて上記自動装てん式けん銃(口径0.25インチ)1丁をこれに適合するけん銃実包6発と共に、Gにおいて上記自動装てん式けん銃(口径0.45インチ)1丁をこれに適合するけん銃実包5発と共に、それぞれ携帯して所持するとともに、上記実包6発及び5発をけん銃に使用することができるものとして所持したものである。

(証拠の標目) ―括弧内の甲, 乙に続く数字は検察官請求証拠番号―

(事実認定の補足説明)

(事実認定の補定説明) 1 弁護人らは、本件各犯行は、被害者であるE(以下「被害者」という。)から因縁を付けられたB及びCらが自己 防衛のために起こした事件であり、組長である被告人自身が本件各犯行に関与したことなどないから、被告人は無罪で あると主張し、被告人も、捜査段階では黙秘していたものの、当公判廷において、これに沿う弁解をしているので、当 裁判所が判示各事実について被告人が有罪であると認めた理由を補足説明する。

(6) 以上の各事実は、主にB,H,J及びIらの各供述(なお,B,J及びIについては,いわゆる2号書面として採用した部分と公判供述とでは,いずれも前者に十分な信用性が認められることが明らかである。)によるものである。以下では,被告人の指示によりけん銃が用意され,殺害の指示がされたという上記(3)の事実を認める根拠となるB

(法令の適用)

(量刑の理由)

(量刑の理由) 本件は、暴力団 A 組組長であった被告人が、同組組員らと共謀の上、けん銃2丁等を準備して集合するなどした凶器準備集合(判示第1)、上記けん銃等を路上で発射するなどして被害者を殺害した組織的殺人(判示第2)及びその際の銃刃法違反(判示第2,第3)の各犯行からなる事案である。まず、本件の量刑の中心となる判示第2の犯行について見ると、犯行に至る経緯は前認定のとおりであり、被害者から不当な言い掛かりを付けられたにせよ、被告人らは、けん気等を準備し、実力でこれを迎撃しようとして判示第2の犯行に及んだものであって、その動機、経緯が暴力団特有の凶悪かつ反社会的なものであるのはもとより、A 組織をが表力でこれを迎撃する法律が最大に関する法律が高いたところであり、組織的な犯罪収益の規制等に関する法律が同定された趣旨に照らしても、厳しく非難されねばならない。また、被告人は、被害者らが A 組事務所に押し掛けてくることを予期し、これを迎撃するために殺傷能力が極めて高いけん銃2丁を準備させた上、いつでも発射できるようを装てんして配下組員に交付して、被害者が危害を加えてくればこれを殺害せよとの指示を与えており、実行犯もとを表してものであって、被告人が終始主導的な役割を果たしたことも明らかである。被害者を殺害したものであって、被告人が終始主導的な役割を果たしたことも明らかである。被害者を殺害したものであるにも大きならのがあるにもかかわらず、遺族に対する慰謝の措置は何ら講じられていない。加えて、住宅街の路上でけん銃2丁から実包7発が発射された本件犯行においては、通行人など一般市民が巻き添えになって死傷する危険性も存したのであり、地域住民など社会一般に与えた不安感や衝撃にも大きいものがあったと認められる。

められる。 ^^^さらに、被告人は、共犯者に虚偽の供述をするように指示して出頭させた上、当時の弁護人を通じて虚偽供述をする よう迫るなどして、その責任を転嫁しようとしたばかりか、当公判廷においても不自然、不合理な弁解を重ねているの

であって、真しな反省の情ありとは認められず、犯行後の事情も甚だ芳しくない。しかも、被告人にあっては、覚せい 剤取締法違反、暴行、傷害罪等の前科 7 犯を有するほか、長年暴力団員として活動し、本件当時には組長として暴力団 組織を統率していたもので、反社会的性格の固定化もうかがえる。 以上の諸事情にかんがみると、被告人の刑責は重大といわざるを得ない。 そうすると、他方で、被害者は、かねてから、A 組に因縁を付けて不当な要求を重ねており、犯行の直前にも、A 組事務所に多人数で押し掛けるなどと言って A 組員を襲撃する気勢を示し、現に配下の者らと 3 台の車で A 組事務所付近にまで押し掛けているのであって、これによって本件各犯行が誘発されたことは否定できず、被害者にも責められるべき点が大きいこと、被告人らにおいても、断固被害者を殺害しようという意図や周到な計画性までは認められないことなど、被告人のために酌むべき事情を最大限に考慮しても、主文の刑はやむを得ないところである。 エスのとおり判決する。 平成 1 8 年 6 月 1 6 日 神戸地方裁判所第 1 刑事部

神戸地方裁判所第1刑事部

場 裁判長裁判官 純 男 的

裁判官 野 吾 西

> 裁判官 三重野 真